

国際社会のイメージ転換

——民族, 市民, そして主権の概念を中心に——

中 沢 和 男

Approach to Changing the Image of the International Society

Kazuo NAKAZAWA

Abstract

The purpose of this study is to make a great contribution to change the image of the international society (relations between actors).

What the new image I recommend is? We can say with fair certainty that national or ethnic minorities do not have states they wish and have their basic and closer relationships instead. In other words, they believe that their relationships are the supreme foundation of their lives indeed, whether they like it or not. (Their) states are far from it. In brief, I think the international society consists of sovereign states (one of actors in world politics) and these relationships (not an actor) I name non-state-basic societies.

To change the commonplace image of the international society, I reconsider concepts of an actor in world politics, a nation, citizenship, and sovereignty.

Key Words : international society, citizenship, sovereignty

目次

はじめに

第1節 国際社会のイメージ転換

第2節 ネイションをめぐる種族と市民の関係

第3節 主権の機能

おわりに

重要語の定義もしくは簡潔な説明

註

参考文献

はじめに

われわれは世界には数々の国家をもたない（すなわち新たな国家もしくは国家に準ずる組織や制度をもつに値する人々であるか否かを考慮すべき）民族あるいは人民が存在しているのを知っている。たとえば、大国の支配下にあつてその政治的な意思の表明および実行を封じられている民族／人民、諸国家の境界領域にあつてその政治的意思を結集する機会を逃してしまった民族／人民、多民族国家において政治経済の中心から阻害され、政治的発言権を事実上奪われている諸民族、あるいは何らかの理由から離散し、諸国家での散住を余儀なくされている民族／人民などがそれである。彼らはふつうマイノリティあるいは少数民族という表現で言及されることが多い。しかし、もちろん彼らは数的な意味においてつねに少数であるわけではない。また、マイノリティも少数民族ももっぱらその文化的側面¹⁾からのみ語られ、論じられるべき人々ではない。

国家をもたない民族／人民は、単純にその一文化的側面が、彼らが帰属するとされる国家（被帰属国）とその国民により容認され、保護されればよい存在ではない。まして国家の多数者への同化を暗黙的にであれ迫られなければならない存在ではない。彼らは公式に集団として何らかの自己決定権を保障されるべき可能性をもつ存在である。そしてそのいくつかは新たな国家もしくは国家に準ずる組織や制度をもつに値する人々であるかもしれない。

国際社会の規範は、ほとんどすべての民族／人民に対して、国家の国民的統一とその領土保全を破壊する企てを禁じている²⁾。しかし、同時に植民地や非自治地域およびその他の非独立地域の人民は完全な独立と自由を享有できるとし、すべての国家はそのためにすべての権力をこれらの地域の人民に委譲しなければならない、国連加盟国はこれらの人民の自由な政治制度の発展に向けて彼らを援助しなければならない³⁾、としている。そして先住人（indigenous peoples⁴⁾）に関しても、彼らが自らの独自の政治的その他の制度を維持し、強化する権利を有する⁵⁾として、彼らがここでいう国家をもたない民族／人民でありうることを示唆している。国際法はもちろん、一国の国民を構成する一部の間人集団が自決権の獲得を主張できる人民でありうることを明言していない。そもそも国際法は、先住人および植民地等の人々であること以外には、自決権との関連で人民の範疇をさらに特定する要件についてほとんど何も語っていない⁶⁾。とはいえ、われわれは、国家をもたない民族／人民をすでに独立を果たした旧植民地の人々と厳格に区別し、彼らを自決権付与の対象者から外す積極的な理由をもたない。

国家をもたない民族／人民の多くは、現実政治の世界では、内外においてその政治的発

言権を事実上封じられている。そして国際政治学は彼らの存在を正しく考慮しようとしていない。というのは、国際政治学は彼らを総じて保護と救済の対象としてしか、あるいは国際紛争の一要因としてしかみていないからである。筆者は国家をもたない民族／人民の多くは、今日の国際政治学においては（もちろんその特定は政治的には容易でないが）国民社会に準ずる存在として相応に扱われるべきであると考え。そして彼らをそのような存在として再認識するために、われわれは国際政治や国際社会に関してこれまで当然のことのように受け入れてきた基本的なイメージや考え方をその根本から改める必要があると考える。

本稿の目的は、このような問題意識の下で、従来の国際社会のイメージ転換の必要性に関して説明し、かつこの転換に建設的に貢献することである⁷⁾。本稿のテーマは、国家（国民社会）や民族、市民、ネーション、そして主権といった社会諸科学の基本的概念のとらえ方の問題と深く関連している。筆者はとくに民族と市民の概念に着目して論述を進めてゆく。民族性と市民性は国家レベルでの人間集団の形成においてもっとも重要な役割を果たしていると考えからである。本稿は、国際社会のイメージ転換について直接的に論述する部分（第1節）とこれに附随して取り組むべき次の2つの考察からなる。(a) ネーションをめぐる種族と市民の関係（第2節）と (b) 主権の機能（第3節）についての考察がそれである。なお、今後は以下の左に示す3つの語は、便宜的に右のように表記することがある。

国家をもたない民族／人民	→ 民族N S, 人民N S, 民族／人民N S
新たな国家もしくは国家に準ずる組織や制度をもつに値する民族／人民	→ 民族W S, 人民W S, 民族／人民W S
自らが帰属しているとされる国家に対して集団としての政治的影響力をほとんどもたない民族／人民	→ 民族A S, 人民A S, 民族／人民A S
国家をもつ民族／人民	→ 民族H S, 人民H S, 民族／人民H S

第1節 国際社会のイメージ転換

(1) もう1つの国家中心主義

国際政治学の研究対象は、今日ではもっとも広い意味では「主権国家（国民社会）間の政治」ではなく、「国際社会における政治」である。ただし、ここで国際社会を単純に「主権国家並びに政府間組織や非政府組織、巨大企業、そしてその他の多様な行為者よりなる社会」と考えるとしたら、それは間違いである。国際社会をそのようにイメージし、いわば多種多様な行為者間の関係に矮小化してしまうと、われわれは、国際政治と国際政

治学の中心部分を見失うことになる。

主権国家は、行為者としては、すなわち諸個人や国民社会への影響力の大きさという点では他の諸行為者と相対化できる存在である。ある種の非国家的行為者は、確かに中小国を動かし、これを凌駕しうる力をもつ。しかし、主権国家の国民社会としての側面はこれを他の行為者と同列におくことを許さない。国民社会は基礎社会（日々の生活において、政治的、経済的、文化的なより所となる社会）であり、国際連合や国境なき医師団はそうではない。国民社会は国民に対して生命や財産その他の基本的な権利保障の最終的責任者であろうとするが、世界銀行や巨大ファンドはそうではない。もちろん国際政治学は主権国家（国民社会）が基礎社会であること、むしろ基礎社会でなければならない存在であることを了解している。実際、この了解があるがために、国際政治学のテーマや課題は特定されてきた。ただし、国際政治学は国民社会以外の基礎社会の存在を認めない。そのような存在はそもそも想定されていない。国際政治学は、分析の視点を行為者から基礎社会に転ずると、依然として国家中心主義に固執している。国際政治学はいわば国民社会を基礎社会として絶対化している。

このような絶対化は、現実の諸国家が基礎社会として十分に機能しているのなら、あるいは少なくとも近い将来機能しうるとの見通しが世界で広く共有されているのなら、正当化されうる。国民国家間の政治という虚構は諸国家が実質的に基礎社会である限りにおいてのみ正当化される。しかし、諸国家の現実はこのような見通しや前提からはほど遠いところにある。異質な存在を認めず、これを事実上衰退あるいは消滅するしかない環境下に封じ込めている国、限られた特定の集団や民族が国家権力を独占し、しかもこれを当然と考えている国、そして政治的集団間の深刻かつ激しい対立や貧困等さまざまな理由から国家が国家としての役割をほとんど果たしていない国、その機能がしばしば停止してしまう国 — このような国は世界中のいたるところに存在する。そしてこうした国や国々には多くの国家をもたない民族／人民（民族／人民N S）が存在する。彼らにとって、彼らの被帰属国は、彼ら自身や彼らの親族等の力の及ばないことに関して彼らの権利の回復に向けて最終的な責任者としての役割を引き受けようとする存在ではない。

(2) 国際社会の二元的構造

わたしは、民族／人民N Sは、彼ら自身に、より正確には彼ら自身のつながりの中に彼らの基礎社会を見出している人々であると考え。彼らは、いいかえれば彼らの独自の基礎社会（非国家的基礎社会）をもつが故に、あるいはもたざるをえないが故に、個々人に分子化することなく、集団として自律的であろうとすることができる人々である。そしてわたしは、国際社会は基本的には国民社会とこのような意味でのその他の基礎社会からな

る社会であるとする。もちろん前者と後者の関係は、物理的生活空間に関して非常に複雑であろう。後者のそれは一国のあるいは複数の国のそれと部分的に重なっている。ときには入れ子状に幾重にも、またモザイク状に。われわれは今日では、諸国家に散住する民族／人民がそうであるように、特定の物理的空間をもたない（すなわち領域本位ではない）、人的ネットワーク本位の基礎社会の存在をも想定すべきであろう⁸⁾。

この新しい国際社会観に関して述べるべきは以下の3点である。

(i) この新しい国際社会観は、世界を国民社会ではなく、むしろ人々の生活を直接的に支えるさまざまな基礎社会を中心にみてゆこうとの主張である。このようなイメージ転換により、われわれは国民社会やネイションの概念の中に封じ込め、事実上われわれの思考の外においていた多くの人々を改めてわれわれの視界の中に取りもどすことができる。そして国際法が命ずる「人民の同権」の達成のための礎石を準備することができる。

(ii) 国民社会とその他の基礎社会をあたかも同等の存在であるかのように扱うことには異論もあるであろう。しかし、国民社会を唯一の基礎社会とみる考え方は、主権国家という自分の船をもつことに成功した人々が考案し、普及させた、いわば事後の自己正当化のためのイデオロギーでもあるということをわれわれは自覚しなければならない。もちろん、この2つの基礎社会は、その実際的な力や権限に関していえば非常に異なっている。民族／人民NSは自律を求める人々であるが、国際社会において集団としての自己決定権をもたない。それ故に彼らが彼ら自身に関係することがらに関して自ら決定できることは非常に限られている。しかも彼らはそれをすらあっけなく失うかもしれない状況下にある。彼らのほとんどは、国際社会に対して彼らの意思を安定的にかつ効果的に表明する機会をもたない。何よりも彼らは、国民社会とは異なって、多くの場合国際社会における正当な行為者とはみなされない。すなわち、彼らは極論すれば行為者をもたない存在であり、それ故に非常に脆弱な人々である。

(iii) 基礎社会は、国民社会であれその他の社会であれ、他の基礎社会と相互に関係する。しかし、これらの社会間の意図的あるいは主体的関係は諸社会を公式にないし是非公式に、あるいは事実上代表する行為者たちによって形成される。基礎社会が国際社会においてより大きな自由を獲得するためには、彼らは自らを代表する行為者（政府や自治組織など）をもち、また大きな影響力をもつその他のさまざまな行為者（政府間組織や非政府組織、巨大企業等）との結びつきを強化しなければならない。この意味で、国際社会は基礎社会間関係と行為者間関係という二元的な構造をもつ社会であるといつてよい。また、民族／人民NSは、より自律的であるがために行為者でもあろうとする人々であるといえる。

第2節 ネイションをめぐる種族と市民の関係

(1) ネイションと種族

民族（ネイションと種族）と市民の概念は、しばしば民族／人民NSをわれわれの思考の外におくための言葉として利用されてきた。民族概念のとらえがたさは、とりわけこの作為の不幸な反映でもある。

国際政治学並びにその他の多くの社会諸科学においては、民族／人民HSはネイション（国民）と表現される。そして国家権力の一端をすらほとんど担うことのない、それ故に自らの被帰属国もしくは諸国家に対して集団としての政治的影響力をほとんどもたない人々（民族／人民AS）は少数民族（minority）もしくは種族（ethnic groups⁹⁾と表現される。彼らはわたしの概念では民族／人民NS（すなわち民族WSであるか否かを考慮すべき人々）であるが、一般的にはそのように理解されることはない。とりわけ現実政治の世界では、彼らの多くは事実上明らかに既存のネイションに合一もしくは同化するか、あるいはあくまでも非政治的な集団としてその文化的諸要素を保持すべき存在であるとみなされている。いいかえれば、彼らのあるべき政治的立場は今日の諸国家のシステムの下ではすでに確定済みであるかのようである。

わたしはネイションは、分析並びに評価の対象を特定するための概念としては「国家をもつ、あるいは国家において相応の権利や権限をもつ種族、諸種族もしくは諸種族の融合」であると考え。そして種族は、国家において占める彼らの政治的立場に関係なく、また人種の要素が強調されようがされまいが「自律への意思をもつ、何らかの文化的共有性（言語、宗教、地縁、そして人種や血族信仰などの結合媒体）が認められる集団」であると考え。すなわち、ここで強調したいのはネイションと種族は同一系統の存在であり、ネイションの概念は単純にある特定の種族が国家をもつこと、あるいは当該の国家において相応の権利や権限をもつ存在であることを主張しているにすぎない、ということである。

ネイション概念と種族の概念のこのような連結は妥当であると考え。ネイションは、歴史的には西欧における18世紀から19世紀にかけての産業社会の進展の所産である。ゲルナー（Ernest Gellner）の意に従えば、おおむね以下のとおりである。産業社会は、一定の政治的単位において、特定の人々ではなく、すべての人々が読み書き能力をもつことを要求する。政治権力の中央集権化が強化され、教育制度の普及が図られる。この状況下で、一定の文化を共有する、かつまたこの共有性をいっそう強化された広範な人々は自らの政治的一体化を強く求めるようになる。そして、文化の変造や捏造をすらともなうこの

ような一体化を求める運動 (nationalism) をとおして一定の人々は1つのネイションとなった¹⁰⁾。— この要約からもわかるとおり、ネイションは、長きにわたる人為的な営みの成果であるが、決して相互に何の関係ももたない、文化的に中性的な諸個人からつくり出されるわけではない。変造や捏造をすらともなうとはいえ、またその程度はさまざまであろうが、ネイションは一定の文化的共有 (種族性) を選択的に利用している¹¹⁾。

ゲルナーは、世界には非常にたくさんの潜在的ネイションが存在している¹²⁾、という。しかし、この中から実際にネイションとなるのはどのような種族であるのか。また、それはネイションとなりうる特別の文化的要件 (すなわち国民的傾向) をもつ存在であるのか。ネイションが国家をもつ種族であり、さらに「政治的一体化を強く求める運動」から生まれる存在であるとしたら、この問いへの回答のむずかしさは絶望的であろう。何故ならば、これは次のように問うのに等しいからである。人々はどのようにまともれば政治的一体化を強く求めるようになり、そしてその運動は成就するのか、と。ネイションの創造は、おそらく種族の性質そのものと並んで、あるいはそれよりもむしろ国家権力や外部世界との関係、地勢的条件、時代の趨勢、歴史的遺産、そしてナショナリズムのリーダーシップの質など、ほとんど制御不可能なその他の諸要件に左右される。そしてわれわれは、ネイションが創造された18、19世紀の西欧社会をここに再現することはできない。

(2) 諸国家のシステムのイデオロギー

現実政治の世界は新たなネイション国家の創造を歓迎しない。国際法も既存の国家の国境内の一部の「人民」が人民自決の権利をもつとは規定していない¹³⁾。そして国際政治学も基本的に現在の諸国家のシステムを所与として諸行為者の行動とその関係を分析し説明しようとする。要するに、人々はすでにつくられてある枠組みの中でネイションの一員となり、人民とならなければならない。民族／人民A Sが注目されるのは、彼らの存在が大きな国家間紛争勃発の起爆剤となる (あるいはなりうる) ときだけである。平時においては彼らは国際政治学の視界の外にとめおかれる。

われわれは、世界の民族／人民を民族／人民H Sと民族／人民A Sに区分し、それぞれに異なった呼称を付与する。前者をネイションと呼び、後者をマイノリティ (少数民族) あるいはエスニック集団 (種族) と呼ぶ¹⁴⁾。この慣用は、新たなネイションの創造を歓迎しない現実政治と国際政治学のイデオロギーを間違いなく代弁している。われわれは、ネイションと種族を連結する言葉をもたない。人民は限りなくネイションに近い言葉として用いられている。民族もネイションと種族の連続性という観点から用いられているとはいいがたい。2つをつなぐ言葉をもたないため、いくらか誇張していえば、われわれはネイションと種族はそう運命づけられた存在であるかのように思い込まれる。

このようなイデオロギーはもちろん正当性も妥当性も欠く。以下の2つの論拠から。(i) 民族／人民A Sは、永久にそのような存在として放置されてよい人々ではない。しかし、彼らは既存のネイションへの同化を一律に迫られなければならない人々でもない。われわれは、彼らとかつて植民地支配の下にあり、その後独立を達成するに至った人々を区別する論拠をもたない。われわれは、自律を求める人々に対して、何故それを求めてはならないのかについて説得力のある説明ができない。(ii) 民族／人民H Sはもともと国民的傾向 (nationality¹⁵⁾) をもち、これを発展させたが故に、当然の結果として国家をもつことに成功したわけではない。国家の誕生は政治的決定の帰結以外のなものでもない。それは国家であることを主張する政治集団とこれを受け入れる世界あるいは相応の力をもつ諸国家との政治的關係によって決着する¹⁶⁾。国民的傾向は、それがあると仮定したとしても国家の誕生とはうまく重ならない¹⁷⁾。それは種族性とほとんど区別できない。われわれは、国家を求める人々を審査して、彼らに対して国家をもつべき国民的傾向とこれをもつべきでない種族性との違いについて説明できない¹⁸⁾。

もっとも、世界の諸地域の歴史を知るものは、自らが現実の民族／人民H Sであることをもっぱら自らの国民的傾向の質の高さを強調することで主張しようとはしないであろう。それが狭量なナショナリズム (厳密には自種族至上主義) に非常に近い主張であることをよく承知しているからである。ただし、彼らはその代わりに、諸種族に対してそして世界に対して自らがその種族性を克服した存在であることを強く訴えるかもしれない。

(3) 市民性の種族化

種族性は、人種性やおそらく特定の階級下にあるという事実と同様に、ふつう人々の容易には変えられない属性であるといつてよい。したがって、多種族 (民族) 社会が多種族国家として発展的な展望をもって平和的に歩むためには、諸種族は市民性を共有して結合しなければならない。人々は、市民性の共有を通してはじめて特定の種族や人種、階級の一員であることから期待できる諸利益を横断した強固なつながりを達成することができる。市民性とはここでは「自由な個人として (すなわち種族や人種、階級の境界を超えて) 何らかの政治的原則や規則、制度の下で共存し、協働する性向」をいう。そして市民とはそのような性向をもつ人々を意味するものと考え。つまり市民は、種族や人種とは異なって、より政治的に、そしてより意識的・積極的につくられ、つくられ続けなければならない。彼らはそのようにつくられ続けなければ消滅してしまう存在でもある¹⁹⁾。

諸種族が市民であることはもちろんそう容易なことではない。市民性の共有のためには、われわれは以下に述べる相互に関連する少なくとも3つの困難を克服すべき課題として認識し、これと真摯に取り組まなければならないからである。

(i) 国家の構成員がここでいう市民であるためには、諸種族の各個人は次の3つの要件を一定程度以上保障されなければならない。すなわち、(a) 生命と生活、(b) 知識と情報、そして(c) 政治への参加、がそれである。政治参加のないところでは、人々は種族の境界を超えて(あるいは親族・縁者の枠を超えてすら)協働できず、共存もできない。知識も情報もなく、あるいはこれが非常に不足していれば、人々は政治原則のみならず、すでにある、そしてさらにつくられ、あるいは正されなければならない法や規則の意義を理解できない。生命がつねに脅かされ、仕事に就くのが容易でなく、また失業したり病気にならばたちまち窮する環境下では、人々はそもそも自由な個人ではいられない。要するに、彼らは実質的に一定程度以上の富と民主主義的政体をもつ国の人々でなければならない。

(ii) 市民と種族は対の概念ではない。市民性は種族性を丸ごと否定しはしない。種族性も同様に市民性をそっくり拒絶しはしない。種族性は、それがもつすぐれた意思伝達の能力と豊富な対人資本 (social capital) を媒介として市民性の諸要素を生みかつ発展せしめる基盤となりうる。市民性は、諸種族を横断した新たな社会的環境への適応を促すことで種族性の維持や穏やかな変容あるいはその発展にさえ貢献しうる。市民性と種族性は変化し続ける社会的環境下にあって誰もがもつ、むしろ補い合う性向であるといえる。

市民と種族が、とりわけ現実政治において、あたかも対の概念であるかのように扱われるのはもっぱら政治的な事情による。国家の政治的・経済的中心を実質的に支配する特定の種族や諸種族すなわち**種族的優位者** (national majority) は、ふつう他の諸種族より多くの**市民資本**を手中にしうる。ここで市民資本とは、人々の市民性を保障する(すなわち上述の3つの要件を保障する)さまざまな便宜、を意味する。あえて極端ないい方をすれば、種族的優位者は、大きな安全と確かな教育環境の中で、そして主体的に生きてゆくためのさまざまな技術の習得の機会に恵まれて、人々との共存と協働のための方法を着実に身につけてゆく。彼らは政治的原則やもろもろの法や規則に進んで従う。というのは、その意義と自らにとっての有益性を深く理解することができるからである。こうして彼らは一定の政治的原則の下でより大きな自由を獲得する。**種族的非優位者** (national minority²⁰⁾) は、多くの場合彼らが暮らす国家に彼らの同意なしで編入された²¹⁾。彼らは種族的優位者と共存し協働するための術を知らない。そのような技術を習得する機会を彼らは事実上欠いている。そうした機会は仮にあるとしても非常に充分でないか、あるいは優位者が用意する文化的に一方的にすぎるもので、非優位者の多くの努力や忍耐の限度を超えている。彼らは優位者が掲げる政治的原則や法を理解できない。理解できたとしても、それらが自分たちにはほとんど意味のないものであることを、あるいは優位者と同じようには絶対に適用されないのをよく知っている。彼らは種族的優位者との関係の中では

第45号 (2013)

決して自由ではない。彼らが自由を確保するのはむしろ自らの種族社会においてである(22)。

ここにあるのは市民対種族の関係ではない。それぞれが市民性もしくはこれに類する性向をもつ、むしろ種族と種族の関係である。あるいはせいぜい種族性を克服したとする、しかし実際には市民としての発展を停止した自称市民と市民性のかけらもないと決めつけられた種族の関係である。J.S. ミルはその名著『代議制統治論』の中で、自由を重視する諸制度にとっては統治の境界はおおむねナショナリティのそれと一致する必要がある²³⁾、と述べた上で、当然当時の欧州を中心とする世界環境の下ではあるが、次のように主張する。数的には少数者であるものの文明的にすぐれている (be the superior in civilization) ナショナリティが多数者である後進的な (be the inferior in civilization) ナショナリティを征服することは文明にとって有益である、後者は前者によって統治されなければならない²⁴⁾、と。今日では、少なくともアカデミズムの世界では、このような文明の優劣を所与としてあからさまに統治の適否を議論することはないであろう。しかし、文明を(おうおうにして単なる象徴と化した)市民もしくは市民性におき換えれば、この論法は逆に定説化しているとすらいえるかもしれない²⁵⁾。

(iii) すでに述べたように、現実政治の世界は新たなネイション国家の創造を歓迎しない。すなわち、種族的非優位者は、先進諸国においてであれ発展途上諸国においてであれ、事実上すでにつくられてある枠組みの中でネイションもしくは「市民」の一員となり、人民となるよう迫られている。いいかえれば、国際社会は大きな紛争要因の1つをそれぞれの国家の中に封じ込めようとしてきた。

第3節 主権の機能

国際社会の現実政治は、民族／人民A Sが存在することから噴出するあつれきや諸問題を主権国家の中に封じ込めることに失敗し続けてきた。もちろん、彼らはそのように一様に封じ込まなければならない人々ではない。彼らは自らの国民社会をもたず、自らのつながり(それは言語や宗教その他の結合媒体を選択的に利用することで築いてきた)の中にそれに代わる基礎社会を見出す人々である。国際社会は国民社会のみならず、このような(多くの場合行為者をもたない、それ故に脆弱な)さまざまな非国家的基礎社会からなる。これらの社会の人々は国際政治の枠組みの外に放置されてよい存在ではない。彼らは「新たな国家もしくは国家に準ずる組織や制度をもつに値する人々であるか否かを考慮すべき民族／人民」として相応に扱われなければならない。国際政治学は、彼らを国民社会やネイションの概念の中に封じてはならない。わたしは、このような新しい国際社会観を

提案した。ただし、慣れ親しんだイメージの転換のためには、われわれは主権もしくは主権性の概念の意義に関して再考し、若干の修正を試みなければならない。以下の2点に絞って説明することとする。

(1) 多種多様な政治的達成

所与の主権国家に帰属するとされる民族／人民NSが自律を求めて（そのための政治的権利とその達成を求めて）運動する。彼らは、彼らの自由を事実上制限している国家の種族的優位者と政治的に同等でありたい。とはいえ彼らは優位者との市民性の共有はとうてい望めないと考えている、と仮定する。この場合、民族／人民NSの選択肢は（a）分離独立か（b）同化の受け入れ（そうすることで種族的優位者の一員となる）の2つしかない。同化はその実は民族の消滅であり、政治的達成に値しないものと考え、選択肢は分離独立しかない。

分離独立は、当然（種族的優位者が独立を志向する人々のための負担にへきえきとし、むしろ彼らを自らの管理の外におこうとしている場合はともかくとして）多くの場合賢い選択とはいえない。国際社会や諸大国からのよほどの強力な政治的・経済的支援がなければ、それは必ず失敗（ときに悲劇的なそれ）に帰するからである。要するに、主権へのこだわりは自らの選択肢をはなはだしく狭め、しかも失敗の可能性を限りなく高める。ところが、主権を獲得することや（種族的優位者に関していえば）これを全面的に確保し続けることへの執着を捨てると、われわれは反対に個々の民族／人民NSの事情に応じた²⁶⁾（すなわち、地域的対称性を重視した従来の連邦制や自治制度に縛られない）非常にたくさん選択肢を手中にすることになる。われわれは、特定の機能や諸機能に限定して、柔軟にその権利や権限を分割したり、借用したり、また委譲したりすることができる。独立と同化の間には、おそらく容易にイメージすることのできる（主権国家でもなく、また連邦制や中央集権体制下の政治領域でもない²⁷⁾、あるいは領域と民族／人民と主権の一体性の観念に縛られない²⁸⁾）多種多様な政治的達成が眠っている。そして特定の諸機能への着目によって（それはすなわち政治的扇動家や偏狭なナショナリズムを生みがちなテーマからの部分的な解放であるが故に）、民族／人民NSと種族的優位者の代弁者は、政治的権限や権利の分割等に関して同じ交渉のテーブルに着く気にさせられるかもしれない。

(2) 機能別アプローチの可能性

今日の世界において主権国家であるということはどういうことであろうか。主権国家はそもそも、いくらか回りくどい方をすれば、ある行為者（個人もしくは集団）が一定の物理的領域とその領域内の人や事物に対して管轄権をもち、そしてその管轄権を承認も

しくは容認した他の行為者に対して独立した存在であることを意味する。ひと言でいえば、それは国際社会において法人格（独立性・対外自決権）と一定の領域内管轄権（対内自決権）をもつ存在（国家）である。

主権国家は対外と対内の両自決権をもつ。しかし、自決権は内外への最終的な意思決定権であり、自らが望む意思を達成する力とは直接的には何の関係もない。政治的行為者は本意な決定も不本意な決定も下す。その意思達成力は自決権それ自体ではなく、その内部事情（国家もしくは主権者の統治能力や対外関係を調整し管理する能力あるいは物理的強制力など）と外部事情（国家もしくは主権者を取り巻く政治（法）的・経済的・社会的等の環境）に深く影響されるからである。絶対君主は主権者であったから大きな政治的意思を達成したわけではない。むしろ、ここでいう内部事情と外部事情がそれを可能にした。

今日われわれは、科学技術の進歩によって、人・もの・資本・情報（知識）の運搬・伝達能力が高度に発達した世界で生活している。われわれを取り巻く外部事情は、主権国家が欧州においてかたちづくられた頃とは全く違う。内部事情を均一のものとして仮定すれば、諸国家は当時とは比べようもないほどの規模の自由（行動の選択肢）を手中にした。とはいえ、今日の世界は同時に、国家の対外行動（並びに諸個人や諸集団のトランスナショナルな活動）を、充分にあるいは不十分に規制する法や規則がいちじるしく発達した社会でもある。諸国家は各分野に関して幾重にも張り巡らされた（二国間の、地域の、そして世界の）法・規則の網の目の中にある。そしてその効力は事実上しばしば（ときには恒常的に）各国の管轄領域にまで及んでいる。今日われわれは、疑いもなく国内－世界一体型の秩序を創造し発展させようとしている²⁹⁾。

このような法・規則の網の目は国家にとって単なるしほりや拘束などではない。それはむしろ諸国家自身が自らの自由と利益のために進んでつくり出した外部事情であるというべきである。ただし、この外部事情が行動のしほりであるよりも利益であるためには、国家は相応の統治能力と対外調整管理能力をもたなければならない（物理的強制力に関してはすべての国家が相応にもたなければならないということはないであろう）。これらを欠けば、国家は国際的規制の網の目の中で埋没してしまう。国家はこれを民族／人民のために利用することができず、のみならず侵入してくるトランスナショナルな諸力と流出してゆく富に対してなす術をもたない。国境の管理を徹底して閉じこめることはできるかもしれない。しかし、国境の封鎖は、民族／人民NSの問題解決にほとんど何の貢献もしないであろう。小さな王国に君臨しようとする独裁者や一部の政治集団を利することはあるかもしれないが。

特定の諸機能に着目して権利や権限を分割・委譲する（委譲させる）やり方（機能別アプローチ）は、民族／人民NSの内部事情とその発展性を考慮した実質的な成果をうる上

で、主権を即刻そっくりそのまま譲渡する（譲渡させる）方法よりもはるかに有利であろう。民族／人民NSにとっては、これはとどのつまりは主権獲得の放棄に等しい選択であるかもしれない。しかし、これは意思の達成に容易にはつながらない、それ故に自らをほとんど利することのないもろもろの最終的意思決定権の当面の放棄であるというべきであろう。彼らはその代わりに、部分的にとはいえ意思の達成を実現する。そして統治能力と対外調整管理能力しだいでこれをさらに着実に発展させるための地歩をうる。

おわりに

民族／人民NSもしくは民族／人民WSの存在を認めることは国際法が命ずる国家の領土保全と必ずしも矛盾しない。彼らは認められるべきであり、彼らの公認は主権をめぐる終わりのない不毛の争いを意味しない。本稿はその全般的な方向性を示すことには成功しているものと思う。

民族／人民HSの多くは、国民性の発達によって必然的に、そして平和的に主権国家をもつことに成功したわけではない。われわれは、それにもかかわらず今日の民族／人民NSが平和的でないやり方で国家をもつことを禁じている。そうであるなら、彼らが平和的に自律しうる工夫と手立てを用意することはわれわれの歴史的義務でもある。

重要語の定義もしくは簡潔な説明

基礎社会

日々の生活のためのもっとも基本的な（政治的、経済的、文化的なより所となる）社会的単位。

結合媒体（種族やネーションの）

種族やネーションを形成する上で核となる文化的共通性や思想、政治的原則、契約など。

国民的傾向

ネーションを形成する上で核となる文化的共通性（種族性）。ただし、ネーションを形成しえない種族性との違いは明確でない。

市民的傾向

種族やネーションあるいはそれらの融合体を形成する上で一定の役割を果たす思想や政治的原則、契約など。

種族

自律への意思をもつ、何らかの文化的共通性（言語、宗教、慣習など）が認められる集

中沢和男

団。民族的少数者や特定の人種であることを含意しない。エスニック集団と交換可能。

種族性

種族の存在を示唆する，人々の間に認められる一定の文化的共通性。

種族的優位者 (national majority)

国家の政治的・経済的中心を実質的に支配する特定の種族や諸種族。

種族的非優位者 (national minority)

国家の政治的・経済的中心を担うことのない特定の種族や諸種族。民族／人民 A S もしくは民族／人民 N S と同じ。ただし，ナショナル・マイノリティは民族／人民 W S の意味で用いられることもある。

ネイション

国家をもつ，あるいは国家において相応の権利・権限をもつ種族，諸種族もしくは諸種族の融合。

民族

- ① ネイションと種族を含意する包括的概念。文脈上は種族の意味でも使用される。
- ② 政治化した，すなわち自律（自治権の確保や拡大，独立）を求めて運動する種族。

民族化

種族の（上述の意味での）政治化を意味する。

註

- 1) 高次の政治的側面を含意しない語として用いる。また，高次の政治とは本稿では集団としての自己決定の問題と直接かかわりがあることを意味する。
- 2) 植民地独立付与宣言（1960年国連総会にて採択）の第6項は次のように述べる。国の国民的統一および領土保全の部分的または全体的な破壊をめざすいかなる企図も，国際連合憲章の目的および原則に反するものである。
- 3) 植民地独立付与宣言の第5項は次のように述べる。信託統治地域，非自治地域その他のまだ独立を達成していないすべての地域において，これらの地域人民が完全な独立と自由を享有できるようにするため，（中略）すべての権力をこれらの地域人民に委譲する迅速な措置を講じなければならない。
また，国連憲章も第73条 b で非自治地域に関して加盟国が行わなければならない義務として次のように述べる。各地域及びその人民の特殊事情並びに人民の進歩の異なる段階に応じて，自治を発達させ，人民の政治的願望に妥当な考慮を払い，且つ，人民の自由な政治制度の漸進的発達について人民を援助すること。
- 4) 本稿では「先住民族」という言葉は用いず，「先住人」あるいは「先住民」を用いる。もちろん，引用の場合はこの限りではない。
- 5) 国連先住民族権利宣言（2007年に国連総会にて採択）の第5条は次のように述べる。先住民族は，自らが選択する場合には，国の政治的，経済的，社会的および文化的生活に完

全に参加する権利を保持するとともに、自らの独自の政治的、法的、経済的、社会的および文化的制度を維持し、強化する権利を有する。

- 6) ただし、友好関係原則宣言（1970年に国連総会にて採択）は、人民の同権および自決の原則に関する部分で、次のように述べる。前記のいかなる規定も（中略）、人種、信条または皮膚の色による差別なしにその地域に属する人民全体を代表する政府を有するに至った主権独立国家の領土保全または政治的統一を（中略）分割または害するいかなる行動も認めまたは奨励するものと解釈してはならない。

この規定は「人民全体を代表する政府を有するに至った主権独立国家」の部分はどう解釈するかで判断は割れる。このプロセスの実質（すなわち少数民族の多くが彼らの同意なしにその被帰属国に組み込まれた事実）に注目すれば、自らを代表する政府をもたない（と考える）人民は国家を分割して独立しうる。プロセスの形式（当該国の憲法や選挙の実施）に注目すれば、政府をもたない人民の存在は容易に否定されうる。

なお、人民自決の原則を規定した国際連合憲章第1条第2項は、植民地独立付与宣言等の国連総会決議を経て、今日では強行法規（*jus cogens*）（下位の法規の内容を規制する上位の法規）としての特別の法的効力をもつに至ったともいえる。プレ／コット（1993年）101-120頁。

- 7) 本稿のテーマは、以下の2論文のそれぞれの延長線上にある。そのため内容上若干の重複があることをお断りしておく。中沢和男（2012年）、中沢和男（2010年）。
- 8) 人々の（その忠誠の対象にも影響を及ぼしうる）生活空間の多様性については以下を参照した。Appadurai (1996)。
- 9) もちろん、政治的意味をもたない言葉としても用いられる。また、本稿では種族とエスニック集団は交換可能な言葉として用いる。
- 10) ゲルナー（2000年）90-99頁。
- 11) 普遍主義を標榜するフランスにおいても、ネイションの形成には言語の意図的利用が非常に大きな役割を果たした。田中克彦（1981年）78-105頁。また、スターリンは、民族（ネイション）の特質として「共通の地域」を強調することで、民族の資格認定に際して政治的操作を容易に行えるようにした。田中克彦（2000年）45-53頁。
- 12) ゲルナー（2000年）3頁。
- 13) 友好関係原則宣言（1970年に国連総会にて採択）については註の6）にて述べた。
- 14) 国際政治学以外のアカデミズムの世界では、境界領域も含めて、必ずしもそうとはいえない。
- 15) ナショナリティの概念については以下を参照した。窪 誠（2006年）、とくに第2部・第1章（224-258頁）。
- 16) ケドゥーリー（2003年）76-77頁。
- 17) 種族的優位者（*national majority*）が国家を代々相続してきた自らの財産のように考えがちであるというのは真実であろう。そしてこの観念はマイノリティの存在を認めない思考や政策を生む傾向があるであろう。Coakley (2011) pp.110-111。
- 18) 文明、主権、市民性、そして国民的傾向等の社会諸科学の重要概念が、全面的にであれ部分的にであれ、征服や政治的關係によって形成された事態を隠蔽する側面をもつ事実に関しては、以下を参照した。松森奈津子（2009年）、Anghie, Antony (2013)。
- 19) アバデュライは否定的な文脈の下で「今日の市民権概念は標準化された一組の権利をも

- つ同質的人民を要求する傾向にある」と述べているが、本稿の市民性の概念に従えば、これはむしろ市民であることの停止を意味する。Appadurai (1996) p.398。
- 20) ナショナル・マイノリティという言葉は、英国やスペインの民族／人民に関しては民族／人民WSを含意する言葉としても用いられる。他方で、東欧の民族／人民に関しては種族的マイノリティの意味で用いられる場合が多いと思われる。
 - 21) キムリッカ (2012年) 105頁。
 - 22) キムリッカは、個人レベルでの権利の保障がマイノリティの利益を守ることに繋がらない1つの例として入植政策を挙げる。マイノリティは、国内における「移動の自由」を口実に展開される入植により、しばしば先祖伝来の地においてさえ少数者の立場に追い込まれる。キムリッカ (2012年) 106-109頁。
 - 23) Mill (1862) p.79. ミル (1997年) 380頁。
 - 24) Mill (1862) p.80. ミル (1997年) 382-383頁。
 - 25) コークレイは、国民的傾向(種族的優位者の間の市民性)を国家における市民性と同一視する傾向は、政治的エリートや中産階級を超えたより広範な人々の間に内面化されている、と述べている。そしてこのような市民性の追求は、普遍主義を装うエスニックな覇権追求であると断ずる。Coakley (2011) pp.115-117。
 - 26) その極端な例は諸国家に(あるいは世界に)散住する(すなわち特定の物理的領域をもたない)民族／人民であろう。
 - 27) Tierney (2011) pp.118-126。
 - 28) アバデュライは、グローバル化の浸透に起因する国内地域間のトランスナショナルな(トランスローカルな)関係の進展により、多くの社会でこの一体化が壊されつつあるという。Appadurai (1996) pp.396-397。
 - 29) 納家政嗣 (2001年) 35-65頁。

参考文献

- 1) 大野達司編 (2011年)『主権のゆくへ：フーコー・プロイスと民主主義と現在』風行社
- 2) 奥脇直也編集代表 (2011年)『国際条約集2011年版』有斐閣
- 3) 梶田孝道編 (2005年)『新・国際社会学』名古屋大学出版会
- 4) 川田順造・福井勝義編 (1988年)『民族とは何か』岩波書店
- 5) キムリッカ, ウィル (2012年) 岡崎晴輝他訳『土着語の政治：ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』法政大学出版局
- 6) 窪 誠 (2006年)『マイノリティの国際法：レスプブリカの身体からマイノリティへ』信山社
- 7) ケドゥーリー, E. (2003年) 小林・栄田・奥村訳『ナショナリズム』第2版, 学文社
- 8) ゲルナー, アーネスト (2000年) 加藤 節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店 → Gellner (2008)
- 9) コーン, ハンス (1962年) 百々巳之助・浦野起央訳『ナショナリズムと自由：スイスの場合』アサヒ社
- 10) 小坂井敏晶 (2011年)『民族という虚構』(増補)(ちくま学芸文庫) 筑摩書房
- 11) 篠田英朗 (2012年)『「国家主権」という思想：国際立憲主義への軌跡』勁草書房

- 12) ストレイヤー, ジョセフ (1975年) 鷲見誠一訳『近代国家の起源』(岩波新書) 岩波書店
- 13) スピノザ (1976年) 畠中尚志訳『国家論』(岩波文庫) 岩波書店
- 14) 関根政美 (1994年)『エスニシティの政治社会学：民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版会
- 15) 高山 巖 (2010年)「ウェストファリア考」日本国際政治学会編『国際政治160：国際政治研究の先端7』48-63頁
- 16) 田中克彦 (2000年)『「スターリン言語学」精読』(岩波現代文庫) 岩波書店
- 17) 田中克彦 (1981年)『ことばと国家』(岩波新書) 岩波書店
- 18) 中沢和男 (2010年)「民族概念の政治学的意義と4つの論点」『東海大学紀要政治経済学部』第42号, 53-67頁
- 19) 中沢和男 (2012年)「国家をもたない民族の概念の国際政治学上の意義について」『東海大学紀要政治経済学部』第44号, 5-23頁
- 20) 納家政嗣 (2001年)「20世紀における国家主権の変容」国際法学会編 (2001年)『国際社会の法と政治』(日本と国際法の100年, 第1巻)三省堂, 35-65頁
- 21) 日本文化人類学会編 (2009年)『文化人類学事典』丸善
- 22) プレ, アラン / コット, ジャン=ピエール (1993年) 中原喜一郎他監訳『コマンテール 国際連合憲章』上, 東京書籍
- 23) 松森奈津子 (2009年)『野蛮から秩序へ：インディアス問題とサラマンカ学派』名古屋大学出版会
- 24) マルティニエッロ, マルコ (2002年) 宮島 喬訳『エスニシティの社会学』(文庫クセジュ) 白水社
- 25) ミル, J.S. (1997年) 水田 洋訳『代議制統治論』(岩波文庫) 岩波書店 → Mill, J.S. (1862)
- 26) 山内昌之 (2012年)『帝国とナショナリズム』(岩波現代文庫) 岩波書店
- 27) 山崎幹根 (2011年)『「領域」をめぐる分権と統合：スコットランドから考える』岩波書店
- 28) レンナー, カール (2007年) 太田仁樹訳『諸民族の自決権 — 特にオーストリアへの適用』御茶の水書房
- 29) Anghie, Antony (2013) “Western Discourses of Sovereignty” in Evans, Julie et al., eds., *Sovereignty: Frontiers of Possibility*, Univ. of Hawaii Press, pp.19 - 36.
- 30) Appadurai, Arjun (1996) “Sovereignty without Territoriality: Notes for a Postnational Geography” in Chan, Stephen & Moore, Cerwyn, eds. (2009) *Approaches to International Relations* Vol.II, Sage, pp.395-408.
- 31) Coakley, John (2011) “National Majorities in New States: Managing the Challenge of Diversity” in Gagnon, Alain - G., Lecours, Andre, and Nootens, Genevieve, eds., *Contemporary Majority Nationalism*, McGill - Queen’s Univ.Press, pp.101 - 124.
- 32) Eriksen, Thomas H. (2010) *Ethnicity and Nationalism: Anthropological Perspectives*, 3rd ed., Pluto Press.
- 33) Gellner, Ernest (2008) *Nations and Nationalism*, 2nd ed., Cornell Univ. Press. → ゲルナー (2000年)
- 34) Kemilainen, Aira (1984) “The Idea of Nationalism” in *Scandinavian Journal of History*, Vol.9, No.1, pp.31-64.
- 35) Krasner, Stephen D. (2009) *Power, the State, and Sovereignty: Essays on international*

中沢和男

relations, Routledge.

36) Mill, J.S. (1862) *Considerations on Representative Government* (the original classic edition), Emereo → ミル, J.S. (1997年)

37) Tierney, Stephen (2011) "Reframing Sovereignty? Sub-state national societies and contemporary challenges to the nation-state" in Requejo, Ferran & Caminal, Miquel, eds., *Political Liberalism and Plurinational Democracies*, Routledge, pp.115-138.

(2013, 3/31了)